

別記第二十六号様式（令第六十七条第一項及び令第六十八条第一項の規定による投票用封筒の様式）（第三十一条関係）
 外封筒

表

不在者投票

(外封筒)

選挙区 (市) (区) (町) (村) 選挙管理委員会
 金 封

在外投票人の投票に使用
 (在外投票人 氏 名)

投票者 氏 名
 (投票区職人 氏 名)

注意：投票者欄の氏名は必ず自分で書くこと。

裏

投票年月日 選挙区 投票場所 河内郡

不在者投票管理票

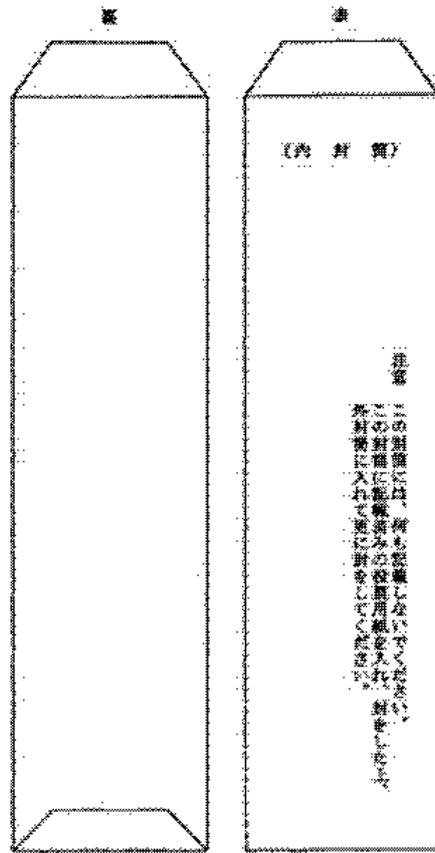
選挙区 (市) (区) (町) (村) 選挙管理委員会
 金 封

注意：(船舶その他の無国籍の船舶及び不在者投票管理票を記載すること。)

立会人 氏 名

交付票町村名
 交付年月日 選挙区 投票場所
 船舶が登録されている投票人名簿の番号 交付票 選挙区 (市) (区) (町) (村)

内封筒



備考

- 一 令第七十条第五項（これを準用する場合を含む。）の場合においては、外封筒の表面に代理記載人の氏名を記載しなければならない。
- 二 外封筒に押すべき都道府県選挙管理委員会の印については、別記第二十二号様式（仮投票用封筒の様式）の備考三及び四に準ずる。
- 三 外封筒に押すべき市区町村選挙管理委員会の印については、市区町村選挙管理委員会の定めるところにより、市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。
- 四 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第一百三十一条の規定により読み替えて適用される令第六十七条第一項の規定により、在外投票人に投票用紙等を交付しようとする場合においては、外封筒の表面の「在外投票人の投票に使用」の□にレをつけるとともに、外封筒の表面に当該在外投票人の氏名を記載しなければならない。
- 五 外封筒の裏面の括弧内の記載事項は、令第六十八条第一項の場合に限り記載するものとする。
- 六 外封筒の表面には、憲法改正案の種類（二以上の憲法改正案がある場合に限る。）、投票区名その他必要と認める事項を余白に記載するものとする。